

音声広報CD「明日への声」Vol.19 震災関連号
(一般会計補正予算について)

(抜粋)

住宅に著しい被害を受けた世帯に、生活再建支援金が支給します。具体的には、住宅の全壊や大規模半壊などの状況に応じた基礎支援金と、新たな住宅の建設や補修などを支援する加算支援金の合計額となります。

在日外国人(首都圏)へのラジオを通じた震災に関する政府広報
(平成23年6月6日~4週間「Inter Community Square」(InterFM)
(にて五ヶ国語で放送))

(抜粋)

お住まいの住宅が全壊などの大きな被害を受けた場合は最高100万円を支給します。新しく住居を建設したり、壊れた住居を補修する場合は、さらに追加で支援金を支給します。